

市民投票条例があるまちには外国人が押し寄せる？

市民投票条例の制定議案は、右表のとおり議決結果で可決しました。(塩見は賛成しました。)

最終本会議では、塩見を含めて賛成、反対の立場からそれぞれ3人ずつが討論に立ちましたが、反対意見とそれに対する塩見の考えは以下の通りです。

【反対 その1】投票資格者に外国人を含めると、外国から大挙して移住し、日本の国益を損なうような市民投票を直接請求しかねず、外国人参政権につながる。

【塩見の考え】請求署名できるまでに5年を超えて国内に滞在する必要があり、また在留資格を与えられるのは専門技能をもって勤める人やその家族が主であり、大量移住は非現実的な考え。投票資格者に外国人を含める住民投票条例を制定している自治体でも、そのような事例はない。仮に、そのような請求があっても、施策や事業、予算の最終決定権は議会にある。

【反対 その3】市長単独で発議できるのは、市長権限を強め、制度の濫用につながる。

【塩見の考え】市長発議に際しては議決を要するとの規定を入れるべきという意見には合理性がある。しかし、投票の実施そのものについては権限を強めることにはなるが、本来、市長は市民の意思を確認せずとも議案を提案できるところを、あえて意思を問うということなので、市民との関係においては市長の独断を抑制するといえる。市民投票の実施には経費もかかり、濫用するような首長であれば議会が不信任を突きつければ済むこと。

■「生駒市市民投票条例の制定について」議決結果
(中谷議長は議決に加わらず)

賛成 15	日本共産党(上原・浜田・竹内) 生駒市議会公明党(下村・恵比須・成田) 市民派クラブ(角田・山田・樋口) 生活・市民ネット(有村・吉波・沢田) 伊木(無党派)・西山(無党派)・塩見(無党派)
反対 8	凛翔 絆(白本・桑原・吉村) 仁政の会(山田正・井上・樋口・中浦) 山田(結いの党)

【反対 その2】議員の職務放棄で、議会不要論につながる。議会制民主主義の否定である。

【塩見の考え】100%政策が一致する人を選挙で選ぶことは困難である。だからこそ議会も行政も政策形成過程で丁寧に市民意思を確認することは当然だが、どうしても議会や行政の考えと市民意思とのねじれが解消しない場合の市民の意思表示の手段として制度を用意すべき。あくまで最終決定するのは議会で、議会制民主主義の制度の範囲内に位置づけられる条例である。

平和ボケしていると批判されますが、逆に大震災後の不安定な世情に乗じて国民の不安を煽りたてる国の「催眠商法」的政策にひっかかるのもいかならぬものでしょう。冷静に判断したいものです。



集団的自衛権の解釈変更閣議決定は越権行為！

6月定例会には「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」が提出されました。(提出者 浜田佳資議員) この意見書案は、集団的自衛権について、安倍政権が恣意的に憲法解釈を行うことに対して異を唱えるものです。塩見は賛成討論を行い、採決の結果、賛成多数で採択されました。

議決結果 賛成 14: 日本共産党3・市民派クラブ3・生活市民ネット3・山田正(仁政の会)・伊木(無党派)・西山(無党派)・塩見(無党派)
反対 9: 生駒市議会公明党3・凛翔 絆3・井上・樋口・中浦(以上仁政の会)

* 憲法を改正できるのは国民だけ (討論概要)

憲法はほかの法律と異なり、内閣総理大臣に改正の発議権はありません。衆参両院の国会議員の3分の2以上の賛成があって発議が可能になります。また、憲法の解釈権も第一次的には国会に、それが矛盾をきたしたときは最高裁の違憲審査権が用意されていますが、内閣に解釈権はありません。憲法を内閣で審査したり、自公の与党協議をすることそのものが国会を無視した越権行為です。

法は権力者を縛るものであるのに、権力者自らが勝手な解釈をすれば立憲主義を空洞化させることとなります。いやしくも法治国家に存立する議会の一員ならば、「集団的自衛権を可能にしたいのであれば、憲法改正の正当な手続きを踏み、国民投票で決すべきである」と、断固主張すべきです。

* 松阪市の山中光茂市長が、集団的自衛権の行使容認の閣議決定に対し、市民と地方の政治から違憲性を問う運動「ピースウィング」を立ち上げました。塩見も、ライトウィングでもレフトウィングでもない、立憲国家と国民の生存権を守るピースウィングの運動に賛同します。



6月28日朝日新聞に、塩見の賛成討論の発言も掲載されました。

人口減少社会に備え、市はどう対応するか？

6月定例会一般質問

5月23日、参議院本会議は、人口減少社会においても行政サービスを提供できるようにという意図のもと、「改正地方自治法」を可決しましたが、これによって、普通地方公共団体どうしの協議により事務処理を連携して行う広域連携(連携協約)が可能となりました。

本市においては、事務の共同処理は、後期高齢者医療広域連合や昨年設置された消防通信指令事務協議会など一部を除き、ほとんど活用されてきませんでした。本市でも今後は、自治体存続のための事務の効率化、他公共団体との共存共栄のための事務の共同処理、連携も必要と考え、市の考えを質しました。

【塩見】新たに制度化される事務の広域連携に対する本市の評価と展望は？

【今井企画財政部長】人口減少社会で行政サービスを提供していく手段のひとつとして有効と認識しているが、本市の人口は緩やかに減少すると見込んでおり、他自治体との事務処理の共同化を性急にする必要はないと考える。必要が生じたら制度を活用し、柔軟に対応したい。

人口減少社会の到来あるなしに関わらず、官官連携には事務の合理化(費用削減と事業効果の向上)の可能性があるので、広域で行った方がいい事務、二自治体間で行った方がいい事務、単独で行った方がいい事務の洗い出しと仕分けを、早期に行うべきと塩見は考えます。

【塩見】現在、本市が実施している他地方公共団体との事務の共同処理の状況と今後の可能性は？

【今井企画財政部長】地方自治法に定められた事務の共同処理のほか、平群町と施設共同利用も行っているし、県の奈良モデル推進事業に基づき平群町とベイジーの導入も予定している。今後、社会教育施設や体育施設などの相互利用をどこまで広められるか検討していく。

【塩見】施設の共用にとどまるのか。またパートナーは平群町以外には考えていないのか？

【山下市長】大東市と四条畷市大規模災害時の相互援助連携を締結したが、災害時のみならず他の分野での連携が可能か検討していきたい。

単なる施設の相互利用でなく、今後は、火葬場など、隣市町と合わせてひとつの公共施設を設置するとか、一つの施策を、広域でそれぞれのまちの特性に合わせて事務を分担するとか、事務によってパートナーを変えて共同処理を行い、「協奏」社会を築くことが必要と塩見は考えます。

その他、指定管理施設を除き関西電力と一社随契状態にある公共施設の電力調達の入札について、電力事業法の改正もあり、入札しない理由はなくなったと判断し、3年半ぶり2度目の質問。7月には入札を行い、10月から新事業者から電力供給を受けるとの答弁を得ました。しかし、より競争性を高めるため入札方法を見直して公告をやり直し、再度入札を行うとのことで、実施も当初予定から遅れる見込みです。

「北部スポーツタウン事業」のその後…



■北部スポーツセンター(旧サンヨースポーツセンター)

- ・3月26日 平成25年度補正予算案と財産取得議案可決
- ・同日中に売買契約締結。購入金額は203,170,650円(土地65,080㎡ 建物3件)
- ・5月28日～ 指定管理者募集要項配布
- ・8月12日 HOSグループに指定管理者候補決定

* 土地を売るのに不動産鑑定をとらないフシギ

昨年8月にサンヨースポーツセンターを購入する財源として提示された北大和グラウンド売却金額(*1)、事業計画募集時の見込み価格(*2)、近鉄グループが候補者に決定後の見込み価格(*3)・・・どんな算定根拠で計算しても13億円余になるフシギ。このフシギを納得に変えるには不動産鑑定をとるべきだと思うのですが、なぜか簡易な土地価格調査で済ませています。

- *1 周辺地価@12万円/㎡×0.8(相続税評価額)×0.8(市街化調整区域)×17399㎡(実際に住宅地として使える面積)＝約1338000千円
- *2 43000円/㎡(提案買受基準価格)×30563㎡(公簿面積)＝約1314000千円
- *3 33900円/㎡(提案買受価格)×40000㎡(予想実測面積)＝約1356000千円

* 市長自身が7人ポータル審査委員になるフシギ

6月定例会の吉波議員の一般質問の答弁中に、5月の全員協議会における説明を覆して、突然、自ら審査委員会に入ると表明した山下市長。審査の公明性を確保するためにも、そういうことは慎むべきと塩見は考えます。

■北大和グラウンド低炭素まちづくり事業

事業目的:都市型エコ住宅の普及、地域全体での省エネルギー化と市民への環境意識啓発、住環境に配慮した街区形成と住民主体のまちづくり

- ・5月12日 全員協議会で事業計画募集概要説明 公簿面積 30,563㎡
- 提案買受基準価格 43,000円/㎡

- ・7月14日 全員協議会で事業計画候補者決定報告
- 5者応募の中から近鉄グループを選定
- 提案買受価格 33,900円/㎡

